

令和4年3月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和4年3月25日 午後1時30分				
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル				
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)					
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ㊦ 3 番 佐次川 茂					
○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一					
○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男					
○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳					
○ 13番 松永 勝也 ㊟ 14番 高田 良彦 ㊟ 15番 田中 康					
○ 16番 松本 由美子 ㊟ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂					
○ 19番 伊藤 薫					
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。					
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)					
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明 ○ 濱崎 稔					
○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘					
○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 北川 廣海					
○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二					
5. 農業委員会以外の出席者					
6. 事務局職員の出席者					
局 長 森田 俊行		次 長 白波 美知子		係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦		係 長 有浦 豊久		副主任 前川 祐樹	
7. 議 長		伊 藤 薫			
8. 議事録署名委員の指名					
7 番 武 部 文 男			9 番 梶 山 達 男		

事務局長 皆様、こんにちは。定刻となりました。只今から3月の農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員でございますが、農業委員14番高田良彦委員、同じく15番田中康委員、同じく17番柿山亨委員、推進委員9番の百枝純治委員から欠席の届出がっております。本日は、先月の総会時の会長挨拶でも話がありましたように、4月からの活動記録簿の様式が大きく変わります。記載方法も変わりますので、総会終了後にその説明をさせていただきたいと思っておりますので、長時間とはなりますがご協力いただきますようお願いいたします。会に移る前に、坂本推進委員から皆様にお礼のご挨拶がございますので、よろしくお願いいたします。

～ 坂本委員挨拶 ～

それでは私の方からは最後になりますが、今年の4月1日付の人事異動の内示が先週の18日にっておりますので、ご報告させていただきます。まず私ですが、この度の異動で監査事務局への異動となりました。後任に健康ほけん課の方から福守課長補佐が異動となっております。福島支所におきましては、松永支所長が定年退職となりまして、後任に税務課の方から志水課長補佐が就任となっております。同じく福島支所地域振興課の前川副主任が総務課の方に異動となりまして、後任に地域経済活性化課の吉田参事が異動となっております。鷹島支所ですが、支所長が総務課へ異動となりまして、後任は文化財課の坂本課長補佐が、後は担当が変更になります。有浦係長自体はまだ支所にいますが、業務は長寿介護課の川村係長が就くことになります。以上異動となっておりますので、ご報告をさせていただきたいと思っております。それでは、今回異動となります職員からご挨拶を申し上げます。

事務局 ～ 福島支所 前川挨拶 ～
 ～ 鷹島支所 有浦挨拶 ～

会 長 森田局長より人事異動の報告がありましたが、私達農業委員、推進委員の任期は3年のうち最初の1年が経過したばかりです。この1年間、委員の皆様にはお願いごとばかり多くて、大変ご迷惑をおかけいたしました。年度末の3月になって、やっと良い報告をさせていただくことが3点ほどございますので、その報告をいたします。まず1点目は、昨年終了しました長崎県「1・1・1」運動という事業がございました。1年間で1人の委員が1つの事業について成果報告を行うという事業でございまして、全ての委員さんが1件取り上げて報告してもらうという状況でしたけども、今回全国の数多い成果報告の中で松浦市の吉原委員さんが非常に優秀な取組みをされて成果を上げているということで全国農業新聞に取り上げてというふうな連絡がきております。来週29日にリモート形式でインタビュー取材が予定されているということで非常に委員さん、それから松浦市にとっても名誉あることだと思いますので、ご報告申し上げておきたいと思っております。記事については5月6日発行分で掲載されるというふうに聞いておりますのでよろしくお願いいたします。それから良い

お知らせの２点目ですが、先月の２月の委員会でも、ほぼ数字的には決定しているのではないかとということで報告しておりましたが、長崎県農業会議の５つの重点項目で全て松浦市がクリアをしているという報告をしておりましたけども、これにつきましても委員さんのご努力のお陰で、まだ３月末が締め切りですのあと１週間くらいありますけども、長崎県で松浦市だけが唯一５項目をクリアしたというふうなことになると思います。まだ１００％決定はしていませんけども、今のところ松浦市のみというふうなことで、良いお知らせをしておきます。委員さんのご努力に感謝を申し上げたいと思います。３点目ですけども、これも皆さんが頑張っておられたといいますか、令和３年度の農地利用最適化交付金事業の活動に、令和３年度の交付額が正式に１，５７５万円が決定をしております。今月には松浦市に交付される予定になっております。これにつきましては、皆さんのお手元に交付額の個人分の支払いの額、予定額を皆さんに個別にお配りしております。来月中旬には交付できるように事務局で準備を進めております。１年間非常にご努力いただいた成果だと思っております。ただこの後、総会後に研修会を予定しておりますけど、記帳の仕方が変わるというのが一番大きなことです、この事業は来年度も引き続き行うようにしておりますが、細かいことを言えば、勉強会の中で話があると思いますが、今までは分単位で記帳をなささいというような指導をされておりましたが、今回は、３０分しても１日、分単位でも１日ということで、その辺は緩和されておりますけど、当初は年間１８０日ということでしたが、日数は取り払われております。松浦市の予定では月１０日、農地パトロールなり、農業新聞の勧誘とか農業者年金の加入推進、それから貸し借り、そういう活動を、自分の田畑に車で行く途中を農地パトロールだという位置づけでしてありますので、だいたい３０日、農家やっている人は３０日こういう仕事をやっているというふうなことですけども、それを今までは記帳していなかった分を記帳なささいということです、仕事をするということもそうですが、記帳するということがこれから重要になってきます。今の予定では一人最低月１０日くらい活動記録簿を出してもらうということになりますので、その辺が今までと違うということでございます。交付金の配分もだいぶ変わるということです、この後の研修会も受けていただくようお願いいたします。以上で開会の挨拶いたします。

議長 それでは、議事に入っていきたいと思います。議事３の議事録署名人の指名を行います。７番武部委員、８番委員が早退されるということで、９番梶山委員をお願いいたします。

続きまして、議案４の各種報告です。事務局の説明をお願いします。

事務局 皆様お疲れ様です。各種報告をさせていただきます。議案は１ページです。農地移動適正化あっせん事業報告が２件ございます。１件目は、申出人、志佐町里免■■■■■■■■■■在住、■■■■■■■■■■氏、相手方、志佐町田ノ平免■■■■■■■■■■番地の■■■■■■■■■■氏、種類は売買で、対象地は志佐町田ノ平免字勢子■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■までの計４筆、地目はすべて田で４，５８６㎡です。

こちらは、1月、2月の総会時にも報告いたしましたが、現在もあっせん会の日程調整中でございます。1件目は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、あっせん委員の鈴木委員さんのご意見をお願いします。

推進委員 推進委員8番の鈴木です。申出は昨年11月にあった訳ですが、関係者にご不幸が続いて、なかなか日程調整を進めることができなかったものです。来月早々にでもあっせん会を開催できるように事務局とも協議して調整してく予定です。

議 長 ありがとうございます。引き続き継続であっせんをお願いしたいと思えます。2件目の報告を事務局お願いします。

事務局 2件目です。令和4年2月2日に広島市東区中山上[]に在住の[]氏からあっせんの申し出があった分です。種類は売買で所在は志佐町池成免字小田[]筆で、地目は田、面積は3,816㎡です。相手方は、志佐町池成免[]番地、[]氏です。こちらは、今月3月8日にあっせん会を開催し、今週23日に調印式を終えております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。2番につきましては、3月23日にあっせんが成立したとのことですが、あっせん委員の瀬川委員さんからご報告をお願いいたします。

推進委員 はい。まず3月8日にあっせん会を行いまして、だいたい双方の売買の意思がありまして、2回目のあっせん会で成立し終了となりました。以上です。(瀬川委員)

議 長 ありがとうございます。2件目につきましては、報告どおり成立したということでございます。大変お疲れ様でした。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について説明いたします。議案の1ページの7件でございます。貸人、借人の氏名または名称にて説明させていただきます。1件目の貸人、[]氏、借人、長崎県農業振興公社の分と2件目の貸人、長崎県農業振興公社、借人、[]氏の分は、先ほどあっせん事業で報告いたしました売買契約成立による解約です。3件目、貸人、[]氏、借人、[]氏の分から最後の7件目、貸人[]氏、借人、[]氏の分は、葉たばこ廃作による解約です。

次に議案2ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件ございます。被相続人、[]氏、相続人は、

熊本市東区に在住の■■■■氏です。農地の所在は志佐町庄野免字蛭子崎■■■■番から志佐町白浜免字東ノ本■■■■までの田3筆、畑3筆で、合計6筆の面積は2,060㎡です。被相続人、■■■■氏は、平成25年6月7日に死亡されており、令和4年2月4日に相続登記が完了したということで、相続人から同年2月16日に届出がされたもので、同日で受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

令和4年2月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■	■■■■	駐車場用地	838 ㎡	R4.3.15 許可
	■■■■	■■■■	一般個人住宅	218 ㎡	R4.3.15 許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
第4条	進入路及び車庫用地	1	215 ㎡		215 ㎡

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
第5条	駐車場用地	1		1,951 ㎡	1,951 ㎡
	発電用施設用地	1		1,615 ㎡	1,615 ㎡
計		2		3,566 ㎡	3,566 ㎡

報 告 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
第51条	違反転用事案報告	1		2,465 ㎡	2,465 ㎡

農用地利用集積計画

権 利 の 種 類		件数	面 積		
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		7	13,050 ㎡	1,447 ㎡	14,497 ㎡
	賃 借 権	4	7,426 ㎡	538 ㎡	7,964 ㎡
	使用貸借	3	5,624 ㎡	909 ㎡	6,533 ㎡
計		7	13,050 ㎡	1,447 ㎡	14,497 ㎡

意見書関係

申 請 事 由	件数	面 積		
		田	畑	計
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	1		1,026 m ²	1,026 m ²

承認関係

内 容	筆数	面 積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	2	774 m ²	153 m ²	927 m ²
令和4年度下限面積の設定について				
令和4年度農業臨時雇い標準賃金等について				

報告は以上でございます。

議 長 はい。事務局から各種報告の説明がありましたが、皆様の方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、各種報告については承認するということにいたします。それでは、議事にはいります。議案6 ページ、議案第23号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第23号農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。事件番号1です。位置図などの関係資料を議案の17～21ページに掲載しておりますので適宜ご覧いただければと思います。申請者は志佐町稗木場免[]、[]氏です。土地の所在地は、志佐町稗木場免字大山道[]、田、59 m²、同1069番9、田156 m²の2筆で合計215 m²です。稗木場公民館のすぐ隣に隣接している所です。農地区分は、農用地区域外の農地であって、小規模で土地改良事業等が行われていない農地であることから第2種農地と判断しています。転用の目的は、自宅への進入路及び車庫用地として利用するものです。具体的には、自家用車2台とトラクター1台、計3台分の駐車スペースが不足しているということで、車庫を建設するものです。土地利用計画については議案の20ページの配置図を付けております。配置図のとおりで、現状のまま利用され、車庫用地はコンクリート舗装されとのことです。排水は雨水排水のみで自然流下です。周辺の状況は、[]氏の自宅内の敷地の転用であり、周辺の営農への影響はないものと思います。最後に、通帳の写しにより資金計画を確認しましたので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。なお、本日は地元委員の百枝委員が欠席されておりますが、現地確認の際には計画上なんら問題ないとのご

意見をいただいておりますのでご報告いたします。以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 はい、事務局の説明が終わりました。それでは、現地確認に行かれた委員のご意見を伺います。

農業委員 はい。農業委員 18 番吉原です。当日は、事務局、柿山委員、百枝推進委員と現地確認いたしました訳ですが、本日は両名とも所用があって出席できないというので、私が報告をいたします。事務局の報告と重複しますが、志佐町稗古場免[REDACTED]、[REDACTED]氏所有の稗古場免字大山道[REDACTED]、[REDACTED]、地目田、第 2 種農地の農用地外を進入路及び車庫用地として 59 m²と 156 m²を転用申請されるものであります。計画図面を見てください。黄色に着色している[REDACTED]の 8、59 m²につきましては、もともと田の耕作道でありまして、今回正式に整理されるものであります。[REDACTED]の 9、156 m²につきましては、車 3 台の駐車場として活用されます。現状のまま切盛りも無し、雨水は自然流下で市道側溝に流入され、周囲の農地とは接地しておらず、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局からもありましたように、地元委員さんについては本日欠席でありまして、その委員の意向については事務局の方に報告があったとおり、問題がないということでございます。それでは、皆さんからご意見等を伺います。何かございますか。

委 員 (なし)

議 長 はい。ご意見等なしということで、ありがとうございます。それでは、議案第 23 号につきましては、問題ないということで、許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

次に、議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。事件番号 1 です。位置図などの関係資料を 22～25 ページに掲載しておりますので適宜ご覧いただければと思います。譲受人は御厨町上登木免[REDACTED]、株式会社[REDACTED]代表取締役、[REDACTED]氏、譲渡人は伊万里市東山代町里[REDACTED]、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、御厨町上登木免字角ノ坂[REDACTED]番、畑、1951 m²、併用地として、同所 8 番 6、雑種地 9.01 m²で、松浦市役所御厨支所から南東に 2.2 km の所にあります。農地区分は、農用地区域外の農地であって、小規模で土地改良事業等が行われていない農地であることから第 2 種農地と判断をいたしております。転用の目的は、事業用の駐車場用地として利用するものです。具体的には、現在利用している駐車場にアパートを建てることとなったため、新しく駐車場用

地を確保しなければならず、申請地を事業用車両19台分の駐車場として整備するものです。土地利用計画に関しては25ページの配置図のとおりですが、表土を50cm程度剥ぎ、その後碎石を50cm程度敷かれます。そして19台分の駐車区画を整備するものです。また、併用地の雑種地に進入路を造るということで、こちらを併せて進入路を造るということになっております。排水関係は雨水排水のみで自然流下であります。一部進入路で発生する分については、すぐ下に道路敷の側溝がありますので、こちらの方に自然流下で流れる見込みとなっております。周辺の状況ですが、申請地は一段高い場所にあり、直接隣接する農地はありません。また、碎石舗装されますので土砂などの流出もないものと考えます。申請地周辺の方々への事前に説明がなされているとのことでした。最後に、通帳の写しにより資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込んでいます。

次に、事件番号2です。位置図などの関係資料を22、26～29ページに掲載しておりますので適宜ご覧ください。譲受人は調川町中免■■■■番地■■■■氏、譲渡人は調川町平尾免■■■■番地、■■■■氏です。土地の所在地は、調川町平尾免字櫛ノ川■■■■番、畑547㎡、同所■■■■番、畑・1068㎡の2筆で合計1,615㎡です。農地区分は、農用地区域外の農地であって、小規模で土地改良事業等が行われていない農地であることから第2種農地と判断しています。申請の内容は、発電用施設用地として利用し太陽光パネル432枚を設置します。土地利用計画については28ページに土地利用計画図を添付しております。現状のまま利用し、野立てで太陽光パネルを432枚設置します。排水関係は雨水排水のみで自然流下させる計画であります。周辺に直接隣接する農地はありません。なお、現地調査時に2点ほど委員さんからご意見がありました。1つが、申請地周辺では大雨の時に近くの側溝が溢れることもあるということで、太陽光の設置によって周辺への雨水排水の影響がないかという点です。もう1点が、他の所で、太陽光の工事によって、工事車両の通行によって道路が割れる事例があっているということで、工事の際には十分注意して欲しいという、そういう点でございます。これらに関しまして、事業者へ伝えました。排水に関しては現状の自然流下で問題ないと考えているということですが、浸透性側溝の埋設などの排水施設の設置により対応をしたいとの回答でありました。道路に関しては細心の注意を払って工事を行い、もし割れたりした場合には、きちんと修繕対応しますという回答を得ております。最後に、残高証明により資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。以上2件につきまして、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。現地確認をされた委員の吉原委員さん、1番、2番続けてご報告をお願いいたします。

農業委員 地元委員のご意見を先にされた方がいいと思います。（吉原委員）

議 長 失礼いたしました。事件番号1番の地元委員、濱崎委員さんお願いいたします。

推進委員 はい。推進委員5番の濱崎です。この駐車場に関しては、事務局が説明したとおり、何ら問題ないと私は思います。以上です。

議 長 はい。問題ないということです。続きまして、事件番号2番、坂本委員さんお願いします。

推進委員 推進委員11番、坂本でございます。周辺地域に特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。事件番号1番2番ともに、地元委員さんについては問題ないんじゃないかという意見でございます。現地確認に行かれた吉原委員、お願いします。

農業委員 はい。議案第24号農地法第5条の規定に係る転用許可申請についての事件番号1番、御厨町上登木免■■■■■、■■■■■の■■■■■氏が伊万里市東山代町里■■■■■の■■■■■氏より、畑1,951㎡を事業用駐車場として19台分のスペースを整備されるものです。この土地は第2種農地であり、隣接する農地はなく、この土地の両側に民家が2戸あり、この計画の同意も得てあり、進入路はこの土地の南側の私有地の雑種地を譲り受け、造成されます。またこの駐車場用地は、現況傾斜で50cmの表土を除去し、再生バラスを50cm入れ、雨水は浸透処理され、尚且つ市道に隣接しており、側溝に流末処理するとのことで、何ら問題はないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号2についての調査報告をいたします。調川町中免■■■■■番地の■■■■■氏が、調川町平尾免■■■■■番地の■■■■■氏所有の同免■■■■■番、畑547㎡、同免■■■■■番、畑1,068㎡の所有権移転による太陽光パネル432枚を設置計画されているものであります。隣接農地は無く、第2種農地で、原形は2筆、2枚になっており、原形のままパネルを設置するとのことで、周囲の同意を得ているとのことであります。進入路はコンクリート舗装で厚さが薄く、大型重機の進入でコンクリートが破損するのではないかと意見がありました。また、パネル設置面積は797.8㎡であります。パネル設置部分の傾斜がきつく、自然流下をもたらす大雨時の側溝排水の許容量を超えるのではないかと危惧があり、この2つの点の対処について、設置業者に善処をするよう事務局に申し入れました。このことについては、先ほど事務局より事業者の回答を得ておられます。よろしくご審議をお願いいたします。（吉原委員）

議 長 はい、ありがとうございます。事件番号1の申請人の番地の同番というのは間違いないですね、事務局。

事務局 はい、確認しておりますので、間違いありません。

議 長 はい。では、皆様のご意見を伺います。質問等がある方は挙手をお願いします。ございませんかね。現地確認委員さん、地元委員さん、それぞれ問題ないのではないかとのご意見です。よございますかね。

委員 (はい)

議長　ありがとうございました。議案第24号につきましては、許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして、議案第25号に入ります。違反転用事案報告についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第25号違反転用事案報告について説明いたします。県へ違反転用事案として報告しておりました。今後の対応方針を決定するためには詳細な調査が必要であると県の方で判断されましたので、本総会に事案を報告しまして、違反転用事案報告書を県へ提出するものです。

本件に関する位置図等の資料を30ページから34ページに添付しておりますので適宜ご覧ください。土地の所在地は、鷹島町阿翁免字上宇土[]、畑2465㎡です。土地の所有者は、鷹島町神崎免[]、[]氏です。転用者、一般承継人は鷹島町阿翁免[]番地、[]氏です。違反転用の内容ですが、昭和59年頃、転用者の父である故、[]氏が所有者の父である故、[]氏から土地を購入し、石材加工のための工場を3棟、事務所を1棟建築したもので、これが農地法第5条第1項に違反しているものです。違反転用の原因は、もともと別の場所にあった工場を、県道158号鷹島線の拡幅工事により工場を移転しなければならなくなり、現在の場所に建設をされたということが原因でした。今回、報告書を提出するにあたり、農業委員会としての意見を付すこととなりますが、調査の結果から、①立地基準については第2種農地に区分されること、②人為的に非農地化され、かつ、20年以上引き続き非農地であったこと、③現在の規模の工場を建設するにあたり代替地の検討が困難であったこと、④山林に囲まれて直接接する農地がなく、工場建設後から現在まで周辺の営農や農地の集積には支障が生じておらず、今後も影響が無いと見込まれること、⑤原状回復が困難で、当初に転用申請が行われていれば許可相当と見込まれていたこと、以上5つの理由によって、農業委員会としては、追認申請相当との意見を付して提出したいと考えております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 この違反転用につきましては、通常、始末書を付けて追認申請で転用をするという手続きになるのですが、その間にひと手間入れるというふうなことで、この議案を出しております。そういうことで、この件について皆さんからご意見等があればお願いします。

すいません、その前に地元委員の松本委員のご意見をお願いします。

推進委員

推進委員 18 番の松本です。現地視察の時に、この土地は自分達の小さい頃は畑だったとですよ。それで、大きな部落で阿翁地区というところに工場があって、そこに道を拡張するために、その工場が立ち退きになって、それで上に上がって行かしたそうです。その土地を、石屋さんもんけん、農業委員会に諮らばいかんということを全然分からさず、今の状態になっと思ひます。その両方の親とも早くに亡くなって、2人で税金を払うとに色々あったという話ですよ。詳しくは知らないのですが。近頃こういう風な状態ということで、出たと思ひます。自分達の何が何かさっぱり分からないもので、農業委員会に取り上げて決断してもらおうと思ひてされたのかなと思ひております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。では、現地確認の吉原委員のご意見をお願いします。

農業委員

はい。何度も事務局と地元の松本推進委員さんから報告がありました。前段は省略します。譲渡人、譲受人とも既に死亡されとて、両者ともその子供が当事者となっております。この件については、国土調査後のことでありまして、平成29年、■■■■氏より鷹島町に相談されており、県に報告をされていると聞いております。この件は、当時の鷹島町農業委員会及び鷹島町の関係課の指導処理不足を強く感じます。書類も残っていないようなので、その辺の内容については、よく分からないですけれども、こういった事案が県道の拡張工事、それに伴って立ち退きを余儀なくされて代替地を探されておられて、■■■■氏の土地を譲り受けておられるとですよ。代金も済んでいると聞いております。こういった大きなことから、当然建設するに当たっては、もう今言っても遅いんですけどね、鷹島町としても役場としても、もっと真剣に取り組まなければならなかったんじゃないかと、推測の域を出ませんので、失礼ですが、ちょっと私もその対応に不満を感じましたので、今の事務局の職員さん達は関係ない訳です。過去の人のことですが、ちょっと失敗されておるなと感じました。それでこの事案の解決のためには、現実的な対応としては、追認許可申請しかなく、先ほど事務局から申しました5項目に照らし合わせましたところ、全てに該当しましたので、顛末書を添付して追認許可申請をすることが妥当と判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。（吉原委員）

議 長

はい、ありがとうございます。皆さんの方から何かご意見等ございせんか。今、吉原委員がおっしゃいましたが、事務局の責任の一端もあるんじゃないかと思ひております。そういうことで、直接違反転用の追認申請をするのではなく、ひと手間入れてやるということでご理解いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

農業委員 ちょっといいですか。この件はもう４０年以上も経っているんですよね。これね、税金が掛かっているんですよ。宅地のね。今頃わーわー一言って解決できんとですよ。この税金をどうするのかということですよ。宅地並みの課税ですからね、おそらく。そういうことです。以上です。（武部委員）

議 長 はい。そういうことで多分、宅地ということで課税されていると思います。現況地目で。まあ、申請しなかった所有者が一番悪いんですけども、転用者達が亡くなっているということで、手続きが複雑になりますけども、一応これを委員会が承認して次回で転用申請を出すということになるかと思います。よろしいでしょうか。

委 員 （はい）

議 長 ありがとうございます。それでは議案第２５号については、そういうことで報告することをお願いしたいと思います。許可が下りれば、直ぐに転用申請を出すように事務局からも指導することにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案８ページ、議案第２６号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 はい。議案第２６号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和４年３月２８日としております。９ページに、賃貸借権再設定と新規分、使用貸借再設定分と新規分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 はい、事務局の説明が終わりました。賃貸借の再設定が２件、新規が２件、使用貸借の再設定が１件、新規が２件の合計の７件となっております。それぞれ地元委員のご確認をお願いいたします。

この件について、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

委 員 （はい）

議 長 はい、それでは問題ないということで、議案第２６号については、計画どおり決定することといたします。

次に、議案第２７号、時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第２７号、時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について説明いたします。長崎地方法務局平戸支局登記官より、時効取得を原因とする権利の移転登記が行われた旨の通知を受けておりますので、時効による所有権の取得が問題ないかを審議していただくものです。

登記義務者は、志佐町栢木免■■■■番地、■■■■氏、登記権利者は、御厨町米ノ山免■■■■番地、■■■■氏です。農地の表示は、御厨町米ノ山免字吹ノ本■■■■、畑448㎡と字脇ノ神■■■■、畑578㎡の2筆で合計1,026㎡です。法務局受付年月日及び受付番号は令和4年2月14日受付の第391号で、登記の原因は平成12年8月15日の時効取得です。この件について、■■■■氏へ聞き取り調査を行いました。対象地は元々、時効取得した■■■■氏の所有地だったようですが、平成8年に不動産競売にかけられました。その当時、競売によって、この土地が他人に渡らないようにするために親族である■■■■氏が購入されたとのことでした。今回の時効取得は、元の所有者である■■■■氏へ所有権を移転するために行ったものということです。なお、時効取得した土地は■■■■氏の自宅に隣接しており、家庭菜園や背の低い花木が植えてありました。以上の事情により、平成12年8月15日を登記原因日とした所有権移転登記が完了したのですが、20年以上も所有の意思を持って平穏かつ公然に占有を継続してきたものですので、この時効取得に関しては、問題ないものと思われます。以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の山下委員のご意見をお願いいたします。

推進委員 推進委員11番の山下です。実はこの件の通知、議案が昨日自宅に届いたもので、私も把握をしていなかった訳です。一応、目は通したんですが、特に問題ないんじゃないかと思います。よろしくお願いいたします

議 長 皆さんから他にご意見等ございませんか。
非常に昔のことで、状況も分かりにくいんですけども、元々■■■■さんの農地であって、競売にかかるために、■■■■さんをお願いしてその土地を取ってもらったという状況でございますので、移転しないで、そのまま■■■■さんがずっと作っていたんだろうと思うんですよね。それで20年以上自分のものとして使用していて時効取得の届出がなされているんですけども、問題ありませんかね。

委 員 (はい)

議 長 はい。では議案第27号、時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案については問題ないということで、決定したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第28号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

議案第２８号「荒廃農地調査による農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。議案は１３ページです。前方スライドをご覧ください。

番号1について、申出人は福岡市城南区片江三丁目[]
[]氏で、土地の所在地は御厨町上登木免字角ノ坂[]、畑153㎡
です。現地は事務局と濱崎委員で確認しました。所有者によりますと30年
以上耕作していないとのことでありましたが、スライドのとおり背の高い木
杉の木がありました。状況からしまして、農地への復旧は困難でありますし、
仮に復旧したとしても継続して営農の見込みがないことから現況を「山林」
として非農地とすることが妥当であると考えます。

番号2について、私から説明いたします。（福島支所事務局）議案と前方のスライドと併せてご覧ください。申出人は福島町喜内瀬免[]番地、[]氏、土地の所在地は福島町喜内瀬免字横田[]、田774㎡の1筆です。現地調査は地元の前田推進委員と事務局と2人で行いました。こちらの土地は、申請者によれば30年以上前から耕作をしていないということで、現地は杉やヒノキがかなり大きく生育しており、直径が50cm以上のものもありましたので、推進委員さんとは、これは50年から60年経っているんじゃないかなと話をしたところです。その他雑木も樹勢している状態で、既に田としての機能は有しておらず、農地として復旧し利用することは困難であるものと思われました。従いまして、本申出の可否につきましては、現地を踏まえ「可」が妥当だと考えたところです。以上、ご審議よろしくお願いたします。

只今議案２８号の１番、２番ともに事務局の説明がありました。地元委員
さんのご意見を伺います。番号１番、濱崎委員お願いいたします。

スライドを見ても分かると思いますが、この中の〇〇さんの親の代、この方からすればおじいさんの代から作ってあったと思いますが、本格的にはしてなかったと思います。そして、そこを農地にしても狭いし、出来ないだろうと思います。現状は。だから私も可が妥当だと思います。（濱崎委員）

ありがとうございました。続きまして、2番について、福島町、前田委員さんお願いいたします。

推進委員 13 番の前田です。福島の方から見たら右の方になりますけど、山の後ろは採石場になっております。現地は[REDACTED]造船というところのちょっと過ぎたところなんです。海側、海拔で目測 20m から 30m くらい高さがあるかなと見ておりました。そして杉とヒノキですね、杉の方がちょっと多めに植えてあって、先ほど言われた直径 50cm くらいある大木がありました。そして雑木も約 30% くらい植えていたんじゃないかと思います。この写真にはありませんが、1 本だけ珍しいヒノキの木が、自分も 70 歳近くになりますが、本当に珍しいヒノキが 1 本だけありました。高さは 1m に満た

ないところから6本に分かれて今も成長を続けているヒノキがありました。そういう風な場所でした。以上です。

議 長

ありがとうございました。1番2番ともに地元委員さんの意見を伺いましたが、皆さんの方からご意見ございませんか。

30年、50年耕作放棄地であったということで、非農地で妥当ではないかと思います。皆さんの特にご意見がなければ、農地に該当しないということで、非農地通知を交付したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に議案第29号令和4年度下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第29号令和4年度下限面積の設定についてでございます。農業委員会で年に1回、農地法で定められている下限面積について設定または修正の必要性について審議することになっています。基本的に北海道は2ha、都道府県は50a、というのが農地を購入するための下限面積となっております。議案の下段の四角囲みを読み上げます。下限面積の設定根拠。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。農業委員会の適正な事務実施について（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について、審議することとなっています。

そこで、中段のところに記載している農地法施行規則第17条第1項の適用について。方針としましては、現行の下限面積50aの変更は行わない。理由としましては、2020農林業センサスで、管内の農家で50a未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を上回るものではないため。2つめ、農地法施行規則第17条第2項に適用について。方針としましては、これも同じく現行の下限面積50aの変更は行わない。理由としましては、管内の耕作放棄地は、以前から拡大していない状況であるため。ということで、以上ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

はい、事務局の説明が終わりました。下限面積につきましては、毎年審議をするようになっておりますので、ご提案をしております。面積は50a、農業従事日数、農機具等の要件がありますが、農家の最低として50a、長崎県としてもほとんどが下限面積50aでございます。今回、50aを変更する必要はないのではないかという事務局の提案ですが、皆さんからご意見等ございますか。

農業委員

ちょっといいですか。（吉原委員）

議 長 はい、どうぞ。

農業委員 先般、農業新聞において国の方針が従来、県が5反以上、北海道が2ha以上ということになっていたのを、今回から、いつ付けかは記憶にないんですが、下限要件を緩和ですか、撤廃ですか、どちらにしろその枠を緩めるというようなことを書いてあったもので、この議案資料を読みますと、これでなければいけないという風なことに取れる訳ですけども、荒廃農地は増えていないという報告がありましたけども、私の受け持ち地域においては荒廃農地がどんどん、山間部から増えてきよる訳ですよ。それで、農地を虫食い状態、ばらばらにしないで、まとめて営農で生計が立てられるようにとのことで、5反以上にしてあると思うんですけど、もう残った農家だけでは山間部の小さな農地や山間部でなくても小さな農地は、大型の機械でしたりも出来ない、例えばもう少し、小さな単位で耕していただければ荒れなくてすむのになと思うんですけども、そこは前回も意見を申し上げたところ、借り入れて耕作すればいいんじゃないかと、それは関係ないよと答弁があった訳ですけど、なんかちょっと、国の方針は出ている、それを受けてもう少し議論する必要はないのかなと、まあ個人としては意見を申し上げて終わります。
(吉原委員)

議 長 ありがとうございます。今、吉原委員がおっしゃたように、国では50aの下限面積を撤廃するという事で協議をされております。それで、今協議されておりますので、4月から、令和4年度は下限面積、市町村で決められた下限面積でいくと思うんですけど、国が撤廃をすると市町村では50aを残しておけないと言いますか、その辺は国の方針で撤廃は、誰でも農地を持てるというふうな状況になるかと思えますけども、国に合わせるように市町村の農業委員会もなると思っておりますので、そこは国の動向を見ていきたいと思えます。それから、私が心配するのは、下限面積を撤廃すると、サラリーマンでも誰でも農地を持てるという状況になります。今は何坪かの家庭菜園で家の周りに作っている人達が農地を持てて農業が出来るような状況になりますので、農業従事日数とか農機具の問題とかありますけども、家庭菜園程度で農機具がいるのかということになりますよね。そういうこともあって、非常に簡単にサラリーマン等に農地が移っていくという危惧もあるんですよ。そういうサラリーマンの人達がリタイアした後に1反3反5反と広げて新規就農に入っていくという可能性もありますけども、ほったらかして使わないという可能性もある。まあ、どちらとも言えるのですが、どちらにせよ国の動向を見ていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、議案第29号は、令和4年度の下限面積は松浦市50aで決定していきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、議案第30号令和4年度農業臨時雇い標準賃金等についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第30号令和4年度農業臨時雇い標準賃金等についてを説明いたします。令和4年度における農業臨時雇い標準賃金等について、下記のとおり意見を公表するものです。表1の農作業賃金ですが、1時間当たり830円に据え置いております。この額は長崎県の最低賃金と同額です。最低賃金の改定が10月に予定されておりますので、最低賃金を下回ることになれば、その場合は今年の9月の総会時にもう一度ご審議いただきたいと思います。次に、2の機械作業。この請負料金も据え置いております。近隣の他市で公表しているところで平戸市とかは千円程の幅を持たせておりますが、その下限の金額が松浦市とほぼ変わらないものですので、松浦市も昨年と同額にしております。3番の農作業賃金は標準額であるので、当事者双方で協議するものとする。4番の賄いは、地域の慣習によるものとする。5番の交通費を要する場合は双方協議する。としております。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

はい。事務局が説明しましたが、一応標準賃金につきましては、事務局の説明のとおり、長崎県の標準賃金を目安に改定をしております。9月予定ということですから、もし改定があればその都度というふうなことになるかと思いますが、機械作業の運用につきましても極端に不都合があれば変更しても結構なんですけども。皆さんの方からこの辺り何か問題あるという意見等はございますか。おおよその目安ということですから、こうでなければならぬということではありませぬので、それを上限としてだいたいの目安としてですね、この程度の金額で問題なければ。よろしいでしょうか。

委員

(はい)

議長

ありがとうございます。異議なしということで、令和4年度につきましては、引き続きこの金額でいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

事務局

協議事項は特にありませんが、報告がございます。

- ・「農業者年金の加入推進記録簿の提出について」
- ・「第3回農地利用最適化推進活動会議の内容について」
- ・「令和4年度農業委員会定例総会の日程について」

議長

以上で予定をしておりました事務局からの協議事項について終了します。これをもちまして、3月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、4月27日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

1 5 時 0 5 分